

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例

基本理念【条例第3条】
 ◎性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的指向、性自認、その他の事由を理由とした不当な差別や人権侵害を認めない
 ◎全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される

基本方針（推進の方向性）

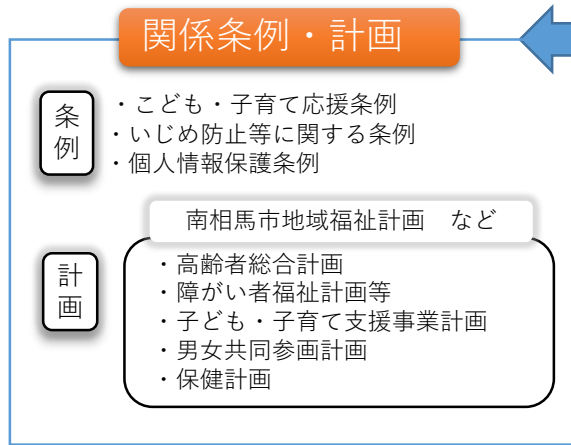
4つの柱

施策を推進する11の分野

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進
- 3 相談・支援体制の充実
- 4 人材の育成・確保

- 1. 女性に関する人権
- 2. 子どもに関する人権
- 3. 高齢者に関する人権
- 4. 障がいのある人の人権
- 5. 外国人に関する人権
- 6. インターネット・SNS等による人権侵害
- 7. 性的マイノリティの人権
- 8. 犯罪被害者やその家族に関する人権
- 9. 働く人の人権
- 10. 新型コロナウイルス感染症に関する人権
- 11. 東日本大震災等の被災者に関する人権

推進計画



南相馬市第三次総合計画

7つの「政策の柱」

17つの基本施策

- | | |
|----------------------|---|
| 柱1
教育・学び | 1 学校教育
2 生涯学習 |
| 柱2
子ども・子育て | 3 子ども・子育て |
| 柱3
健康・医療・福祉 | 4 健康・スポーツ
5 地域医療
6 福祉 |
| 柱4
産業・仕事づくり・移住・定住 | 7 農林水産業
8 商工業
9 観光交流
10 移住定住 |
| 柱5
都市基盤・環境・防災 | 11 都市基盤
12 生活環境
13 地域防災
14 交通安全・防犯 |
| 柱6
地域活動・行財政 | 15 コミュニティ・市民参加
16 行財政 |
| 柱7
原子力災害復興 | 17 原子力災害復興 |

54の施策

施策検討組織
 「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議」
 【要綱】

総合的・計画的な推進【条例第4条】

連携協力 ↔ 相談支援

市民、事業者
関係機関・団体

